

告示

埼玉県告示第三百八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年四月二十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公 金 事 務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委 託 期 間
埼玉県立嵐山郷、埼玉県立皆光園障害者歯科診療所、埼玉県立そうか光生園障害者歯科診療所及び埼玉県立あさか向日葵園障害者歯科診療所における手数料徴収事務	社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団 埼玉県比企郡嵐山町古里千八百四十八番地	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和七年四月一日

三 委託をした日

令和七年四月一日